

(2) 成年後見制度利用者のうち市長申立を行った件数

(単位:人)

①高齢者	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
申立件数	20	9	12	12	25	26	24
後見	20	8	12	11	22	23	24
保佐	0	0	0	0	0	1	0
補助	0	0	0	1	0	0	0
その他(死亡等)	0	1	0	0	3	2	0
②障がい者	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
申立件数	0	6	6	2	5	1	4
後見	0	4	3	0	5	0	4
保佐	0	2	2	2	0	1	0
補助	0	0	1	0	0	0	0

(イ) 報酬助成

佐世保市成年後見制度利用支援事業に係る助成制度についての概要は以下のとおりである。

佐世保市成年後見制度利用支援事業に係る助成制度について

令和2年4月1日

助成項目	対象者	対象とする費用	助成額	申請方法
申立費用助成	次のいずれかに該当する申立人 ◆生活保護受給者又はこれに準ずる程度に困窮している者 ◆市民税非課税で資産が少ない者	◆申立手数料 ◆登記手数料 ◆家裁での通信費 ◆診断書作成手数料 ◆鑑定費用	⇒実費 ⇒実費 ⇒実費 ⇒実費(上限6千円) ⇒実費(上限5万円)	申立人が、審判確定の日から90日以内に以下の書類を添えて申請 ◆審判謄本の写し ◆審判確定の書類 ◆審判に要した費用がわかる書類 ◆生活保護受給を証する書類(生保の方) ◆預貯金通帳の写し(生保以外の方) ◆市民税非課税の証明(生保以外の方)
後見人等報酬助成	次のいずれにも該当する被後見人等 ◆被後見人等の財産から報酬付与の審判を受けている者 ◆被後見人等が生活保護受給者又はこれに準ずる程度に困窮している者又は被後見人等が市民税非課税で資産が少ない者 ◆後見人等が親族でない者 ◆他の公的機関から報酬助成を受けていない者	後見人・保佐人・補助人・監督人に支払う平成30年4月1日以後の期間の職務に対する報酬額	◆施設入所者 月1万8千円を上限 ◆施設入所者以外 月2万8千円を上限 ※後見人等の入所期間の状況等により報酬額の上限が変わります。また、死亡の場合は、遺留資産を差し引きます。	後見人等が、報酬付与の審判決定の日から90日以内に以下の書類を添えて申請 ◆報酬付与の審判謄本の写し ◆後見等事務報告書の写し

資産が少ない者：現金及び預貯金から申立費用又は後見人等報酬費用を控除した残りが50万円以下で、他に活用できる資産がない者。

後見人等報酬助成等の実施件数は以下のとおりである。

後見人等報酬助成等実施件数

(単位:人)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高齢者(長寿社会課)							
後見報酬助成件数	7	22	23	21	21	24	41
申立費用助成件数	0	0	0	0	0	1	0
障がい者(障がい福祉課)							
後見報酬助成件数	1	2	3	7	11	9	17
申立費用助成件数	0	0	0	0	0	0	0

【意見】

高齢者・障がい者のいずれについても、申立費用助成支援の利用がほぼ0件の状態が続いている（高齢者について、2023（令和5）年度に1件あるだけである）。利用が低迷していることから、そもそもこの支援の必要性を再検討すべきであり、仮に必要性が存在する場合には、利用が低迷している原因（規則等の不備が無いか、市民にとって利用しにくい制度・運用になっていないか、広報のあり方に問題が無いか等）の詳細を確認し、利用件数を増やすべきである。

(4) 養護老人ホーム

ア 事業概要

養護老人ホームは、概ね65歳以上の高齢者で、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しており、家庭において生活することが困難な方の入所施設である。

佐世保市では、入所判定委員会（委員：保健所長、医師、老人福祉施設長、地域包括支援センター長、老人福祉指導主事、老人福祉担当者）を運営し、措置申出者の入所の要否の判定を行っている。また、措置費の基準となる養護老人ホーム支弁基準額の算定を行っている。

被措置者に対しては、随時訪問調査・指導を行い、措置後の入所継続

の要否・変更を判断している。

イ 現状と課題

現在、佐世保市内に4施設（定員285人）あり、措置者数は減少傾向にあり、各施設に空きがある状況である。

ウ 今後の方針

佐世保市では、上記イの現状と課題に鑑みて、以下のとおりの方針を掲げる。

現在の入所状況から、今後入所者が増加しても、当面对応が可能な状況であるため、措置が必要な申請者に対して、適切に措置を行っていく必要がある。また、施設との意見交換を行いながら、地域における公益的な取組の促進を図る。

エ 具体的な施策等

（ア）利用促進

佐世保市では、市ホームページへの掲載による周知、及び市内の地域包括支援センターへの案内により、利用促進を図っている。

措置者数の実績数は以下のとおりである。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
措置者数	計画	232人	237人	242人	285人	285人	285人
	実績	232人	230人	228人	225人		

※計画値は佐世保市養護施設定員数

なお、2024（令和6）年度の措置の申出者の処理実績は以下のとおりである。

		承認	否認	保留	計
令和6年度	第1回	2	0	0	2
	第2回	5	1	0	6
	第3回	7	0	0	7
	第4回	6	0	0	6
	第5回	5	0	0	5
	第6回	6	1	0	7
	計	31	2	0	33

【評価】

佐世保市では、措置が必要な申請者に対して適切に対応を行っており、評価できる。

【意見】

佐世保市では、高齢者人口自体はすでにピークを迎えている状況である一方、高齢独居老人は増加傾向であり、養護老人ホームへの措置申出者に関しては、増加することもある状況である。

そのため、養護老人ホームへの措置申出者が増加した場合についての検討も必要であろうし、一方で、現在も施設に空きがある状況であり、入所率が低下していけば、施設の経営を維持するための検討も施設の統廃合等も含めて必要になる可能性もある。

今後も措置が必要な者の状況を注視し、適宜に適切な対応をすることが必要である。

(イ) 市内養護老人ホームとの意見交換会

佐世保市では、2024（令和6）年度は、市内養護老人ホームとの意見交換会を1回開催した。

そこで、各施設の課題や市への要望等について意見交換を行った。

意見交換では、入所措置者数の減少、物価高騰への対応などについて意見交換を行い、また、65歳以上の精神障がい等を抱える方の受け皿がなく、結果、養護老人ホーム入所となる場合があり、対応困難ケースが増加しているとの課題が明らかになった。

その他、入所率の向上や経営健全化・人材確保のための財政的支援の必要性、集団生活になじまない方の措置が増えたことによる施設職員の負担増などに対する対応などについて施設から要望が出された。

【意見】

時代の変化とともに、養護老人ホームの役割も変化していき、また、新たな課題も出てきているようである。予算や法律の問題もあり、佐世保市だけで解決できる問題ではない部分もあろうかと思われ、地方の実情を県や国などに訴えていくことも必要であろう。

第4 地域における生活支援サービスの充実

1 地域支え合い事業

(1) 総合的な現状の分析と課題

ア 現状の分析

生活支援体制整備事業については、第1層（佐世保市全域）と、第2層（各27地区自治協議会圏域）に「生活支援コーディネーター」を配置するとともに地域の関係者で構成される協議体を設置し、高齢者の日常生活の支援や高齢者を支え合う地域づくりを推進している。

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトについて、全国キャラバン・メイト協議会から佐世保市のキャラバン・メイト数が人口に対して充足しているとみなされ、新規のキャラバン・メイトの養成ができない状況である。

緊急通報システムについては、2021（令和3）年度に85歳以上の独居もしくは高齢者のみの世帯の方まで対象を拡大したことで、利用者は増加傾向にある。

イ 今後の課題・問題点

地域によって住民や企業等の活動内容や生活支援に対する考え方が様々であり、生活支援コーディネーターの活動内容や活動方法については、地域ごとに柔軟に対応する必要がある。

認知症サポーターの養成を推進するにあたり、特に、地域での認知症の方と関わることが多い職業や子ども・学生が認知症を理解し、可能な範囲で手助けができるような取組が重要である。

認知症サポーター養成講座を修了した市民の方が、実際の活動につながるための支援が必要である。

(2) 生活支援サービスの体制整備事業

ア 事業概要

生活支援サービスの体制整備事業は、介護保険法に基づき、高齢者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他これらを促進する事業である（地域支援事業実施要綱は2024（令和6）年度に改正されている。）。

具体的には、総合事業として実施するサービス・活動事業及び一般介護予防事業並びに地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業について、事業間での連動を図りながら実施することが重要であるため、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員等の多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくものである。

そして、生活支援の担い手は「地域」であるところ、既存資源の発掘や必要な新たな資源の創出等により「地域」の力を引き出す生活支援コーディネーターや協議体の働きが重要となる。

イ 現状と課題

独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、軽度の支援を必要とする高齢者も増加しており、生活支援の必要性が増している。その担い手として、既存の介護保険サービスのみならず、ボランティアやNPO等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要となってきた。その充実に向け、生活支援コーディネーターを配置し、ボランティア等の養成・地域資源の創出・関係者のネットワーク化

を行っている。

また、生活支援コーディネーターを組織的に補完し、地域づくりにおける意識の統一を図る場や情報交換の場として地域の関係者で構成される協議体の設置を行っている。

地域ごとに支え合いへの意識や地域資源の状況に差があるため、支え合い活動にも偏りがある状況であることが課題である。

ウ 今後の方針

佐世保市では、上記イの現状と課題に鑑みて、以下のとおりの方針を掲げる。

社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携しながら生活支援・介護予防サービスの充実を推進していく。

重層的支援体制整備事業も視野に入れ、これまでの取組を継続しつつ、行政内の関係部署との更なる連携を図り、生活支援コーディネーターの活動を促進する。

エ 具体的な施策等

(ア) 委託事業

佐世保市では、市町村区域（第1層）は株式会社、日常生活圏域（第2層）は、圏域ごとに社会福祉法人等に生活支援体制整備事業業務を委託する。

受託者は、①地域のニーズの資源の状況の見える化、問題提起②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、③関係者のネットワーク化、④目指す地域の姿・方針の共有、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングの業務を担当する生活支援コーディネーターを配置する。

また、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした定期的な情報の共有・連携強化の場とし

て、協議体を設置する。協議体は、年度内に2回以上開催する。

受託者は、本業務の実施に当たり、2024（令和6）年までは、年間活動スケジュール、活動報告書、協議体開催報告書、活動チェックシート、及び収支報告書等作成し、佐世保市に提出していた。

活動チェックシートは以下のとおりのものである。

生活支援コーディネーター活動チェックシート (R6.4.改訂)			様式 4
STEP1	STEP2	STEP3	
<p>地域を理解する</p> <p>【コーディネーター個人の動き】</p> <p>①地域回り、地区自治協議会等の地域の団体へ事業の趣旨説明及び協議体の必要性の周知併せて、民生委員など地域の主要となる方々と意見交換し情報収集を行う</p> <p>②関係機関と情報共有を行い、連携を図る</p> <p>③サポーター量成講座</p> <p>④サポーター定例会</p> <p>チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/> ①広報紙活動は十分か（広報紙の作成、班回覧など）</p> <p><input type="checkbox"/> ②地域回りや意見交換などの対象に偏りはないか（ネットワークを拓き、連携の体制づくりに繋がる活動となっているか）</p> <p><input type="checkbox"/> ③④、全サポーターの意欲を高める（または高まった意欲を維持する）工夫をしているか</p> <p>【協議体の動き】</p> <p>①事業の趣旨及び協議体の役割を理解</p> <p>②地域における社会資源の把握</p> <p>③地域ニーズ（困りごと）の抽出及び優先度の決定</p> <p>④地域課題の整理</p> <p>⑤課題解決に向けての手段の検討</p> <p>チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/> 協議体の構成員は適正か、あて解になっていないか</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の趣旨及び協議体の役割が理解してもらえたか</p> <p><input type="checkbox"/> 協議体の意見を基に地域活動計画は作成できたか</p> <p><input type="checkbox"/> ニーズの抽出方法は量的根拠があるか（個人の異議になっていないか）</p> <p><input type="checkbox"/> 次年度のSC活動スケジュールは協議体全体の地域活動計画に開連したものか</p> <p>【モデル（拠点）事業の検証】（年度末までに）</p> <p>①協議体で抽出されたニーズに基づき、協議体及び地域で解決できそうなモデル事業を設定し検証する</p> <p>②モデル事業の最終目標は評価可能かつ具体的に定める</p> <p>※活動が生活支援・介護予防につながるよう</p> <p>チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/> モデルの選定や、方向性は協議体の意思が反映されているか（SC単独の意思ではないか）</p> <p><input type="checkbox"/> ニーズ解決に資する活動となっているか</p> <p><input type="checkbox"/> 取組目標が生活支援・介護予防の監視になっているか</p>	<p>ステップ1の動き士以下の取組み</p> <p>【コーディネーター個人の動き】</p> <p>①包括ケアガイドマップ（支え合い活動一覧）の作成</p> <p>②ニーズ調査</p> <p>③生活支援とニーズのマッチング</p> <p>④第3層 SC の育成</p> <p>チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/> ①広報や同書書の収集など、積極的にやっているか</p> <p><input type="checkbox"/> ②対象者は適格か（サロン参加者のみになっていないか）</p> <p><input type="checkbox"/> ③民生委員等と連携できているか</p> <p><input type="checkbox"/> ④実現可能な手法となっているか（配付、回収及び集計方法など）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤「マッチングの流れ」に沿った動きができていないか</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥定期的に活動記録の確認を行っているか</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦全サポーター等に対し、第3層 SC の必要性についての理解を促しているか</p> <p>【協議体の動き】</p> <p>①地域活動計画に基づくテーマでの会議開催</p> <p>②採られた地域課題の整理</p> <p>③設定したモデル地区のニーズ解決に向けての手法検討（モデルによってはステップ1でまとめて行う）</p> <p>チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/> ①会議テーマが専断的なものになっていないか</p> <p><input type="checkbox"/> ②モデルの進捗管理ができていないか</p> <p><input type="checkbox"/> ③モデルの取組みについて十分検討されているか、必要に応じて、支援・助言を受けているか</p> <p><input type="checkbox"/> ④モデルだけでなく、残された課題についても検討しているか</p> <p>ステップ1で定めたモデル事業を実施する</p> <p>【モデルの実施】</p> <p>①モデルを実施し、地域の強み・弱みを発見する</p> <p>②具体的な取組により期待できる効果明らかにする</p> <p>③よりよいサービスにするため、改善点を洗い出す（うまくいかなかった場合、原因をつきとめ改善する）</p> <p>※モデルであるため、1、2か月試運転し検証、を繰り返すほうが、効果的と思われる</p> <p>チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/> ①目標達成可能か（無理な場合は、再度協議体で検討し、中間目標を立ててみる。）</p> <p><input type="checkbox"/> ②実施主体がやりがい、必要性、主体性を持つようコーディネートできているか</p> <p><input type="checkbox"/> ③第2層協議体と常に連携し協力を受けられる体制にあるか</p>	<p>ステップ2の動き士以下の取組み＝第3層レベルでの生活支援活動が機能し、ニーズに応えることができています。→包括ケアシステムの構築に寄与している。</p> <p>【コーディネーター個人の動き】</p> <p>①第3層 SC の「創発的」支援</p> <p>②ボランティアへの必要な支援の継続（活動費補助等）</p> <p>③包括ケアシステムの5要素を理解し、それを意識した活動</p> <p>チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/> ①第3層（支援活動主体）SC を創発的に支援しながら、第2層 SC として活動できたか</p> <p><input type="checkbox"/> ②（9月頃）次年度の補助金の申請意向確認</p> <p><input type="checkbox"/> ③（随時）第3層等の活動継続のためのあらゆる支援</p> <p><input type="checkbox"/> ④（3月末）当年度補助金受給団体の実績報告支援</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤住まい・医療・介護・予防・生活支援が連携しているものとして、適宜組み合わせるなど、包括ケアシステムの構築に寄与する動きができたか（例：居宅ケアマネとの連携、通いの場参加者同士の間合いを深めるなど）</p> <p>【協議体の動き】</p> <p>①モデル地区の進捗管理（把握しているか、継続的に運営できるか）</p> <p>②地域ニーズの再抽出（残されたものがないか）</p> <p>③協議体の場でモデル取組みの拡大を図る</p> <p>チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/> モデルの運営支援ができていないか</p> <p><input type="checkbox"/> モデルの活動についてPDCAサイクルができていないか</p> <p><input type="checkbox"/> ④生活支援の仕組みが構築できたか</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤協議体構成員も参加しているか（SCからの報告だけになっていないか）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥残された地域課題の整理ができていないか</p> <p>モデルから生活支援の仕組みづくりの確立へ</p> <p>①立ち上げたボランティア活動（団体）のサポート・助言</p> <p>②モデルの取組みを他地域へ波及できないか（活動の拡大）</p> <p>③必要な支援の継続（活動費補助等）</p> <p>チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/> ①団体の自立した運営に向けた支援ができたか（第3層 SC の育成に繋がったか）</p> <p><input type="checkbox"/> ②モデルの取組みの拡大に積極的に取り組んだか</p> <p><input type="checkbox"/> ③（9月頃）次年度の補助金の申請意向確認</p> <p><input type="checkbox"/> ④（3月末）当年度補助金受給団体の実績報告支援</p>	

なお、活動チェックシートは、2025（令和7）年度以降参考資料としており、提出は義務付けられていない。

年間活動スケジュールは、①生活支援サポーターマッチング（広報、ニーズ調査、関係機関との連携）、②第3層生活支援コーディネーター、有償ボランティアの活動自立支援、③連携サービス（移動支援、企業との連携）、④居場所作り、⑤広報活動、⑥その他、⑦協議体、

⑧モデル地区と項目分けされており、項目ごとに受託機関が年間活動計画を立てていくものとなっている。また、併せて実際の活動についても、2024（令和6）年度までは半期ごとに、2025（令和7）年度からは1年分を報告できる書式となっている。

佐世保市は、同報告書をチェックし、助言を行うこと、業務評価表を作成することなどで、受託機関に対するチェック機能を果たし、生活支援・介護予防サービスの充実を推進している。

2024（令和6）年度の指摘内容の一例としては、生活支援サポーターとのマッチングの目標達成のため、居宅介護支援事業所とのさらなる連携が必要であることなどがある。

また、佐世保市及び各圏域すべて2回以上の協議体を開催し、佐世保市も原則協議体に参加している。協議体では、各地域の困りごとや課題を具体的に協議したり、そのうえで、今後の活動について協議したりしている。具体的には、生活支援サポーターの高齢化が進んでいること、次世代を担う若手のサポーターの獲得が今後の課題であることについて意見交換がなされている。

【評価】

委託業務を効率的に管理できるよう書式が統一されており、また、その内容も適宜改訂されているようであり、評価できる。今後も、課題は変化していくと考えられるので、協議体から上がってきた課題等を適切に分析し、業務を推進していくことが望ましい。

（イ）生活支援コーディネーターの活動促進

佐世保市では、生活支援コーディネーターの活動促進策として、佐世保市庁内関係部署と生活支援コーディネーターとの情報交換会を

企画し、2026（令和8）年2月から実施予定である。

（ウ）訪問型支え合いサービス等を行う団体

佐世保市では、多様な主体による自発的な取組を実現させるため、訪問型支え合いサービス等を行う団体を、27自治協議会圏域に1団体の設立を目標としている。

訪問型支え合いサービス等を行う団体とは、佐世保市訪問型支え合いサービス補助金交付要綱第4条1項1号に規定する「対象者に対し、買い物や掃除等の簡単な家事援助のサービスを行う団体」及び佐世保市通所型支え合いサービス補助金交付要綱第4条1項1号に規定する「対象者を中心に体操や趣味活動を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会の開催等のサービスを行う団体」及びこれらに類する活動を行う団体を指す。

実績数等は以下のとおりである。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問型支え合いサービス等を行う団体数	計画	27団体	27団体	27団体	27団体	27団体	27団体
	実績	22団体	28団体	34団体	37団体		

2024（令和6）年度は、実績数は37団体と目標数を上回っているものの、地域での支え合いに対する意識や、社会資源の状況等に地域差があり、団体数にも偏りがある状況である。

一方で、生活支援コーディネーターの活動により、団体と定義づけることになじまない支援活動など、それぞれの地域における多様な地域の支え合い活動も判明してきている。

そこで、佐世保市としては、今後の計画においては、「訪問型支え合いサービス等を行う団体」にこだわらずに、実態に即した内容や数

値に変更する予定であるとのことである。

(3) 認知症サポーター等養成事業

ア 事業概要

認知症施策推進大綱に基づき、認知症キャラバン・メイトを養成し、キャラバン・メイトに認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成してもらい、認知症の方が安心して生活できる地域をつくる事業である。

イ 現状と課題

認知症サポーターを養成することで、地域における認知症の理解者、支援者を増やし、認知症の人が安心して生活できるよう地域づくりを行っている。

認知症サポーター養成講座の受講者数はほぼ目標に達しているため、その後のステップアップ講座につながるように活動を促進していく必要がある。

サポーター養成講座の卒業生による自主グループとして「佐世保認知症支援ボランティアの会（グループ・おれんじ）」があり、寸劇の披露などの活動に取り組んでいる。

ウ 今後の方針

認知症サポーター養成講座を受講した市民に対し、ステップアップ講座を実施し、認知症の人やその家族のニーズに合った支援を目的としたチームオレンジの構築を図る。その後、組織の育成とマッチングに関するニーズ調査や支援方法について検討し、既存の組織を活用しながら新たな仕組みを構築しつつ、地域や各事業所等と連携を図りながら、認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、若い世代や職域を取り込みながら、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを行っていく。

加えて、「佐世保認知症支援ボランティアの会(グループ・おれんじ)」の後方支援を行い、地域での活動の場を広げていく。

キャラバン・メイトにおいても職域、多世代などを対象とする普及啓発及び自主的な活動の推進ができるような支援を行っていく。

エ 具体的な施策

(ア) 認知症サポーター等養成

認知症サポーターは、認知症に対する基礎知識や支援のあり方について学ぶ講座である認知症サポーター養成講座を受講することになることができる。

認知症サポーター養成講座は、養成を受けたい者からの申し込みを受けて、講師と調整し、希望の日時・場所にて開催が決定する。開催周知については、福祉活動プラザや市のホームページ・広報誌、小中学校・高校などへの講座チラシ配布、商工会議所の会報誌へチラシ折込等を実施している。

また、認知症サポーター養成講座受講者に対し、ステップアップ講座を開催案内し、チームオレンジサポーターの養成を行っている。

実績は以下のとおりである。

	R2	R3	R4	R5	R6
認知症サポーター養成講座実施回数(回)	38	42	48	42	47
認知症サポーター養成講座受講者数(名)	978	855	861	828	1070
ステップアップ講座実施回数(回)				3	2
ステップアップ講座受講者数(名)				89	86
認知症サポーターステッカー配布数(枚)			11	11	2

(イ) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業(チームオレンジ)

チームオレンジとは、認知症の人ができる限りよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心として支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整備する事業である。

具体的には、

- ① チームオレンジサポーター（認知症サポーター養成講座（認知症についての基礎知識を学ぶ講座）及びステップアップ講座（認知症の方に対して、地域で支えるための支援の実践について学ぶ講座）を受講し登録された方）等の養成
- ② チームオレンジサポーターの活動促進・地域づくりの推進

を行っている。

2023（令和5）年度までは、長寿社会課の認知症地域支援推進員が、2024（令和6）年度からは佐世保市福祉活動プラザがチームオレンジコーディネーター（チームオレンジサポーターの登録管理や活動支援を行い、認知症の方や家族と支援者をマッチングする者）となり、地域へのアプローチや個別支援のマッチング等を行う。

現時点でのチーム数は2チーム（中部・山澄）であり、登録者数は101名（住民サポーター50名、職域サポーター51名）である。チームの構成としては、生活支援サポーター、民生委員、信用組合、薬剤師、栄養士、作業療法士、ケアマネジャー等である。

個別支援事例の目標値及び実数は以下のとおりである。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
チームオレンジ マッチング 支援数	計画				10	20	30
	実績		0	7	6		

その他、チームオレンジサポーターは、それぞれ各自のサロンや認知症カフェ等でも継続支援や参加者に話し相手になるなどの活動を行っている。

【意見】

2022（令和4）年度から山澄包括地域をモデル地区としてチームオレンジサポーターの養成を開始したものであり、まだ、問題点等の抽出が困難な時期であるといえる。今後の事例集積等を経て、よりよい制度になるよう今後も引き続き対応していくよう期待する。

（ウ） ボランティアグループの活動支援

グループ・おれんじの活動支援として、2024（令和6）年度は定例会を5回開催した。定例会では、活動報告や今後の活動予定等について意見交換がなされている。

また、グループおれんじのメンバーの希望もあり、指定管理者の佐世保市福祉活動プラザが認知症カフェへの同行訪問を実施した。同行訪問を行うことで、認知症カフェがより活用されることになり、グループオレンジの活動の場が広がることにつながっている。

（4） 緊急通報システム事業

ア 事業概要

緊急通報システム事業とは、高齢者等が自宅で急病や事故などの緊急時にボタン一つで助けを呼べるようにする公共サービスのことであ

る。

佐世保市では、対象者が自宅で発作等の緊急事態に陥った時、緊急通報措置のボタンを押すか、センサーからの異常の通報をもとに、コールセンターから、対象者が選任した協力員や消防に連絡を行い、対象者の速やかな救助につなげるようにしている。

対象者は、市民税の課税状況、設置機器の種別により200円から1000円（税別）を利用者負担金として支払う。

イ 現状と課題

独居もしくは高齢者のみの世帯であって、概ね65歳以上の身体状況や健康状態に問題があるなど日常生活を送る上で、常に注意が必要な方又は85歳以上の方を対象として、緊急時の即応体制を確保し、不安の解消を図るため、緊急通報機器の設置を行っている。

申請には、近隣の緊急通報協力者が必要になるが、なり手がおらず申請に至らないケースもある。

ウ 今後の方針

佐世保市では、上記イの現状と課題に鑑みて、以下のとおりの方針を掲げる。

独居もしくは高齢者のみの世帯の増加により、緊急時の連絡手段の確保のニーズは高まると予想されるため、緊急時の対応について、協力員方式以外の手段がないか検討するなど、引き続き制度の維持を図る。

エ 具体的な施策等

佐世保市では、2024（令和6）年度現在、福岡安全センター株式会社に事業を委託している。受託事業者は、緊急機器を貸与し、月1回の安否確認、相談対応、緊急通報時の対応を行っている。

（ア）設置人数等

設置人数の推移は以下のとおりである。なお、2021（令和3）

年度より、所得税課税要件を撤廃し、85歳以上であれば身体状況・健康状態を問わず申請できるよう変更したことで、これまで対象要件に該当しなかった方が申請できるようになり、実績値は増加している。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
設置人数	計画	50人	50人	50人	100人	110人	120人
	実績	37人	67人	92人	96人		

2024（令和6）年度は、新規設置が33件あった一方、撤去が29件あった。これはこの事業が高齢又は身体・健康面に問題がある方を対象としているため、短期間の利用で解除する方もいることが原因の一つであると思われる。

一方、民間事業者の見守りサービスも充実してきているが、費用面で民間事業者との契約を断念される高齢者も多く、市の事業は低価格で利用できるため、独居高齢者が増加している現状、申請は増加傾向にあるのではないかとと思われる。

そのため、今後も一定の需要が見込まれると考えられる。

（イ）利用実績等

利用実績等は以下のとおりである。

令和6年度 緊急通報システム事業実績

月	月末設置件数	新規	撤去	緊急通報	相談	安否確認	備考
4月	94	3	1	0	3	94	
5月	96	3	1	0	6	97	
6月	96	2	2	3	4	97	
7月	97	3	2	1	10	98	
8月	95	1	3	3	3	98	
9月	95	4	4	3	11	97	
10月	100	6	1	2	6	101	
11月	97	2	5	2	5	102	
12月	98	4	3	1	2	101	
1月	97	0	1	2	3	97	
2月	95	3	5	1	3	98	
3月	96	2	1	1	3	98	
計		33	29	19	59	1,178	

(ウ) 協力員

現状の、緊急通報システムでは、利用者から緊急通報があった場合利用者の安否確認を行う者である協力員を利用者が利用申請時に原則2名選任する必要がある。

協力員は、佐世保市内に居住する者で、近隣者、家族、民生委員、利用者の生活状況等に理解のある者等から選任する必要がある。

協力員の人数、内訳等は以下のとおりである。

	男性				女性				その他 (介護事業 所等)	合計
	40代以下	50代	60代	70代以上	40代以下	50代	60代	70代以上		
令和6年度	4	7	21	34	4	15	24	63	5	177
令和5年度	5	10	14	31	4	6	29	61	1	161
令和4年度	5	6	11	21	3	5	24	47	0	122
令和3年度	2	4	9	11	2	5	15	24	0	72
令和2年度	3	4	6	13	1	1	8	22	0	58

親族や知人といった頼れる方が全くいない利用者は、地区担当の民生委員に協力員を依頼することが多く、協力員の依頼が集中するという問題がある。

また、民生委員を退任後の意向（協力員を継続するか、次の民生委員に引き継ぐか）の連絡がないという事態が生じることもある。

そして、上記のとおりそもそも協力員のなり手がおらず申請に至らないケースもある。

そのため、佐世保市では、協力員以外の手段も検討している。事業所職員が緊急時の駆けつけを行う民間事業者に聞き取りをおこなったところ、離島地区など職員の駆けつけができない地域が存在する、そもそも同事業者らは、利用者へ月1回の安否確認をするということに対応できないなどの問題があった。

また、委託事業者である株式会社への聞き取りを行ったところ、緊急時の利用者宅への駆け付けを依頼できる協力関係のある事業者が佐世保市内にないとの回答であった。

そのため、現時点では、緊急時の利用者宅への駆け付けを事業所職員により対応できる事業者はいない。

【評価】

佐世保市では、緊急通報システム事業を現状でできるだけのことをしており、評価できる。

【意見】

今後、民間の様々なサービスが充実していくと考えられるところ、佐世保市としては、そのようなサービスを注視し、本事業を継続する必要があるか、継続する場合どのようなサービスを提供していくのか等を適宜判断、対応していくべきである。

第5 介護保険制度の適正な運営

1 適正な介護保険の運営事務

(1) 介護保険料の賦課・徴収事務の概要

介護保険制度の被保険者は、

- ① 65歳以上の者（第1号被保険者）
- ② 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）

である。

まず、保険者である市町村ごとに基準額が設定されており、被保険者の前年中の所得や課税年金額などから介護保険所得段階を決め、年間の保険料を算定する。これを、被保険者資格を有する期間に応じ、月割りで保険料を賦課する。なお、第2号被保険者については、加入している医療保険の算定方法により保険料の金額が決定される。保険料は各医療保険者が保険料（税）として医療分と介護分を徴収し、最終的に介護分が市町村に納付される。

第1号被保険者の保険料の徴収方法は、年金を年額18万円以上受給している場合は年金からの天引きによる徴収方法（特別徴収）となり、年金受給額が18万円未満の場合やその他特別徴収ができない場合は、納付書や口座振替による徴収（普通徴収）となる。

特別徴収の場合は、年金から自動的に保険料が天引きされるため、徴収率は100%となる。一方、普通徴収の場合は、被保険者が納付書で納付するか口座振替で納付することとなるため、滞納が発生する可能性がある。

また、介護保険料の滞納が継続した場合は、以下のとおり保険給付の制限等がある。

滞納期間	給付制限等の内容
1年以上	介護サービスの費用が償還払い（一旦全額を負担し、自己負担額を除く費用が払い戻される）になる。
1年6ヵ月以上	一時的に保険給付の差し止めを行う。
2年以上	未納期間に応じて利用者負担額の引き上げ（3割もしくは4割）を行う。また、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなる。

また、災害、所得の激減、生活困窮など特別な事情がある場合は、被保険者の申請により保険料の減免が認められる。

さらに、介護保険料は、被保険者本人のほか、世帯主及び配偶者にも連帯して納付する義務がある（介護保険法132条）。

（2）佐世保市の現状

ア 所得段階別保険料

佐世保市第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の所得段階別保険料は、以下のとおりである。

所得段階	対象者	保険料基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している方、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、または、本人と世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方	0.455 (0.285)	31,700円 (19,800円)
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円以下で第1段階以外の方	0.685 (0.485)	47,800円 (33,800円)
第3段階	本人と世帯全員が市民税非課税で第1段階及び第2段階以外の方	0.69 (0.685)	48,100円 (47,800円)
第4段階	本人が市民税非課税かつ世帯の誰か（配偶者など）が市民税課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方	0.9	62,800円
第5段階	本人が市民税非課税かつ世帯の誰か（配偶者など）が市民税課税の方で、第1段階から第4段階以外の方	1.0	69,800円
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	83,700円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	90,700円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	104,700円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	118,600円
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	132,600円
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	146,500円
第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	160,500円
第13段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	167,500円

※第1段階～第3段階の方は、負担軽減措置により（）内の割合・保険料となります

イ 介護保険料所得段階別被保険者数

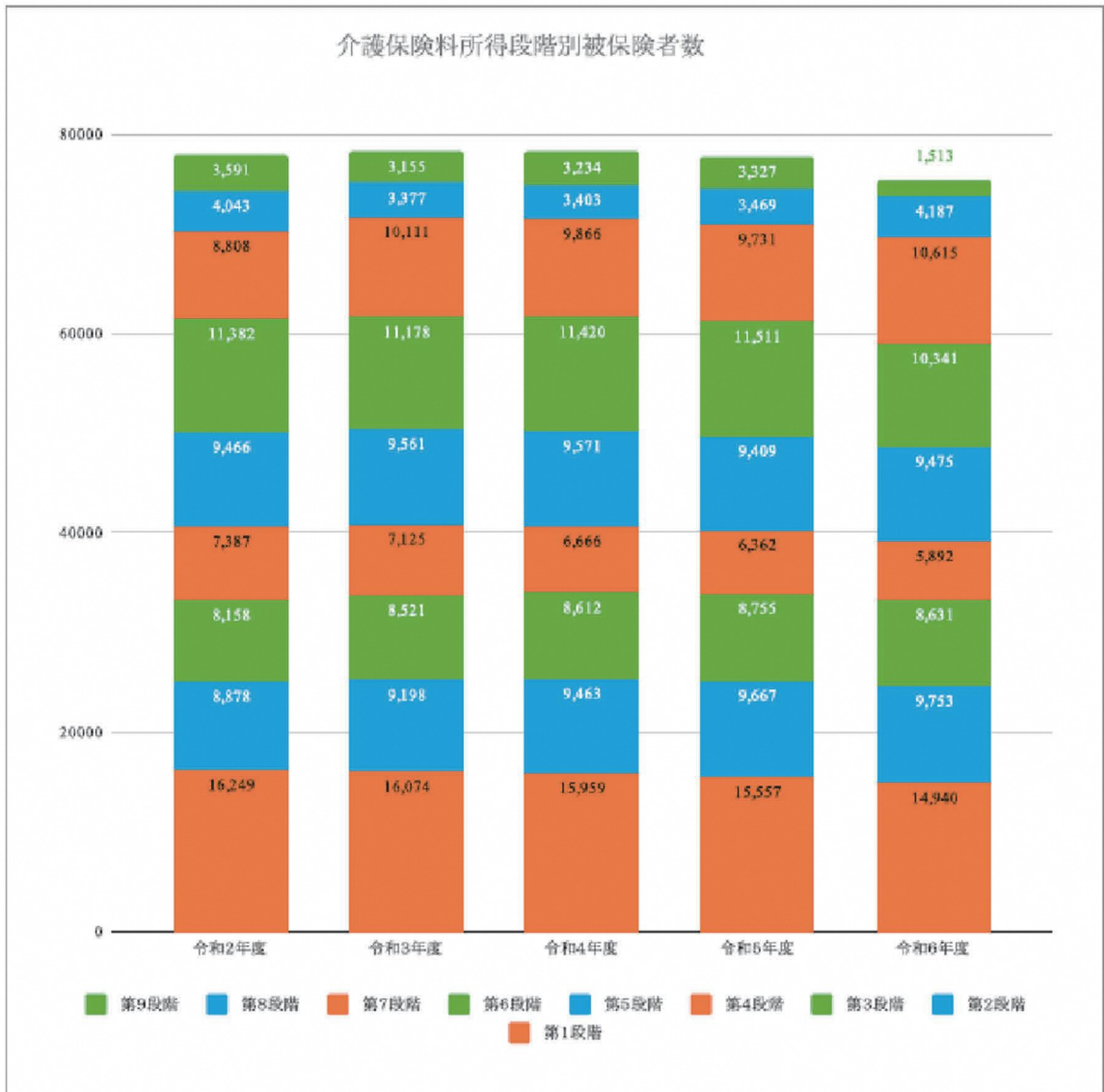
佐世保市における介護保険料所得段階別被保険者数は以下のとおりである。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1段階	16,249	16,074	15,959	15,557	14,940
第2段階	8,878	9,198	9,463	9,667	9,753
第3段階	8,158	8,521	8,612	8,755	8,631
第4段階	7,387	7,125	6,666	6,362	5,892
第5段階	9,466	9,561	9,571	9,409	9,475
第6段階	11,382	11,178	11,420	11,511	10,341
第7段階	8,808	10,111	9,866	9,731	10,615
第8段階	4,043	3,377	3,403	3,469	4,187
第9段階	3,591	3,155	3,234	3,327	1,513
第10段階	-	-	-	-	708
第11段階	-	-	-	-	341
第12段階	-	-	-	-	218
第13段階	-	-	-	-	975
合計	77,962	78,300	78,194	77,788	77,589

※介護保険システム集計より

賦課期日:4月1日(翌年3月31日までの所得段階変更を反映させたもの)



ウ 保険料収納率

佐世保市における2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの保険料収納率の状況は以下のとおりである。

	収入額(円)				収入未済額(円)		徴収率(%)	
	特別徴収	普通徴収			特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
		納付書払	口座振替	計				
令和2年度	4,348,423,500	335,633,802	97,494,100	433,127,902	0	110,174,332	100	73.62
令和3年度	4,383,075,000	301,157,736	94,272,260	395,429,996	0	95,561,192	100	74.43
令和4年度	4,375,605,200	299,785,259	101,485,800	401,271,059	0	78,042,946	100	78.55
令和5年度	4,354,704,800	325,795,392	107,759,500	433,554,892	0	62,745,294	100	83.73
令和6年度	4,442,887,900	333,124,016	117,793,500	450,917,516	0	47,647,459	100	87.38

厚生労働省の介護保険事業報告書（最新：令和5年度版）によると、データが存在する中核市61市の介護保険料（普通徴収分）の徴収率の平均は、全体分が84.14%であるのに対し、佐世保市は83.73%であり、中核市61市中34位であった。

また現年分・滞納繰越分で見ると、中核市平均が現年度分94%、滞納繰越分が22%であるのに対し、佐世保市は、現年分が93%、滞納繰越分が30%となっており、滞納繰越分は中核市平均を上回っているが、現年分及び全体の徴収率は中核市平均を下回るという結果であった。もっとも、上掲市提出の資料によると、2024（令和6）年度の徴収率は、2023（令和5）年度からさらに改善されている状況である。

エ 給付制限

佐世保市において生じた給付制限の件数は、2024（令和6）年度は45件であった。

オ 介護保険料の滞納整理

佐世保市においては、2022（令和4）年8月に収納推進課が発足したことにより、これまで個別に管理していた介護保険料を市税や国税とあわせてシステムで滞納管理できるようになり、滞納処分や執行停止処理等の手続きの一元化・情報共有を図ることができるようになった。

滞納整理については、収納推進課業務マニュアルにおいて、履行状況の確認から差し押さえまでの全体を網羅した詳細なマニュアルが整備されている。

佐世保市における2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの介護保険料の滞納処分の推移は以下のとおりである。

年度別差押実績（介護保険）

（単位：円）

財産の種類別		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不動産	件数	0	0	6	2	2
	金額(円)	0	0	442,700	448,260	173,800
動産	件数	0	0	0	0	1
	金額(円)	0	0	0	0	76,300
無体財産	件数	0	0	3	3	1
	金額(円)	0	0	150,800	345,440	62,800
債権	件数	20	18	281	463	518
	金額(円)	1,236,200	1,059,400	17,847,328	25,239,742	24,412,635
預貯金	件数	20	17	208	396	488
	金額(円)	1,236,200	928,600	11,707,848	20,205,845	21,848,195
生命保険	件数	0	0	16	14	13
	金額(円)	0	0	1,617,300	901,320	559,500
給与	件数	0	0	4	4	6
	金額(円)	0	0	521,860	372,800	863,400
年金・家賃・その他	件数	0	1	53	49	11
	金額(円)	0	130,800	4,000,320	3,759,777	1,141,540
合計	件数	20	18	290	468	522
	金額(円)	1,236,200	1,059,400	18,440,828	26,033,442	24,725,535

上述のとおり、介護保険料の収納推進課での滞納一括管理により、2022（令和4）年度以降、差押件数及び金額が大幅に改善している。

【意見】

佐世保市の介護保険料（普通徴収分）の徴収率は、2023（令和5）年度

時点で中核市の平均を下回っている状況であったが、翌2024（令和6）年度は、前年度から3.65ポイント改善している。また、2023（令和5）年度においても、滞納繰越分でみると、収納率は中核市平均を大きく上回っていることから、滞納処分を強化したことの効果が現れているものと考えられる。差押のマニュアルを活用し、さらなる徴収率のアップを目指して頂きたい。

カ 介護保険料の時効管理

介護保険料の支払義務は、納期限から2年を経過すると時効により消滅する（介護保険法第200条第1項）。

佐世保市においては、介護保険料の徴収業務は、収納推進課のシステムで基本的に一元管理されているが、時効管理については、介護保険システムの機能を活用して運用している。これにより、時効期間経過の予定日が分かるようになっている。佐世保市における2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの介護保険料の不納欠損額の推移は以下のとおりである。

※図1		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
執行停止未済	2年時効 (単純時効)	43,784,454	38,185,484	28,812,787	17,348,470	8,641,238
執行停止済み	2年時効	1,281,120	2,131,260	2,570,980	3,613,300	8,147,650
	3年消滅			820	88,590	0
	即時消滅			176,400	446,500	685,331
合計(円)		45,065,574	40,316,744	31,560,987	21,496,860	17,474,219
人数(人)		1,278	1,098	990	708	545
件数(件)		7,742	7,011	5,785	4,105	3,488

収納推進課が発足した2020（令和4）年度から、時効による不納欠損額が年々減少している。